

教育研究業績書

平成16年1月20日

氏名 鷺見 一夫



著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概 要
〔著書〕				
1. 現代の国際法	共著	1972年(昭和47年)5月	有信堂 299頁	<p>編者 大平善悟 著者 鷺見一夫, 宮崎繁樹, 池田文雄, 深津栄一, 桑原輝路, 横川新, 他7名 国際法の最近の動向と展開について, 具体的なケースを取り上げて, 初学者向けに解説した。</p> <p>分担部分 第3章「国際法上の国家」31~59頁 第10章「条約法」158~189頁 第12章「国際裁判」217~246頁</p>
2. 二百カイリ水域時代と日本	単著	1977年(昭和52年)3月	尾崎行雄記念財團 討論集会シリーズ No.34 54頁	第3次国連海洋法会議における主要論点の一つである200カイリ排他的経済水域の問題に関して, それが国際社会と日本に対して及ぼす影響について講述した。
3. Protection of the Marine Environment in East Asian Waters	共著	1977年(昭和52年)4月	Japan Institute of International Environment Law 126p	<p>編者 鷺見一夫 著者 鷺見一夫, 布施勉, 磯崎博司, 岩間徹, 橋本博, 長谷敏夫</p> <p>国連環境計画(UNEP)が1975年に「地域海洋計画」を構想し, 「東アジア海域」についてのモデル条約案の策定を要請してきたのを受けて, モデル条約案と関連報告書を作成し, UNEPに提出した。</p> <p>分担部分 1~48頁</p>
4. 200カイリ水域論――日本と世界の問題――	単著	1977年(昭和52年)5月	東京文庫 297頁	第3次国連海洋法会議の開催中に, 1976年にアメリカが200カイリ水域を一方的に設定し, これに対抗してソ連, 日本なども同水域の設定に踏み切った状況を踏まえて, この混乱した状況における国内的措置の国際法上の有効性の問題を論じ, 形成されるべき海洋法秩序の在り方について論述した。
5. 国際関係論	共著	1978年(昭和53年)4月	北樹出版 247頁	<p>編者 大平善悟, 横川新 著者 鷺見一夫, 皆川洸, 経塚作太郎, 入江通雅, 浦野起央, 横川新, 他8名</p> <p>主権国家群によるステート・システムの登場から現代に至るまでの国際社会の動向と展開を鳥瞰して, 新たな国際関係論の構築を指向した。</p> <p>分担部分 第1章「国際関係の主体」9~32頁</p>

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
6. 深海海底資源と国際法	共著	1979年(昭和54年)7月	明星大学出版部 271頁	編者 布施 勉 著者 鶩見一夫, 布施 勉, 岩間 徹, 磯崎 博司 大陸棚制度と深海海底制度の法的展開について、歴史的な考察を行うとともに、第3次国連海洋法会議における関連規定の立法過程についての分析を行った。 分担部分 第1章「人類の共同財産」としての深海海底資源」1~96頁
7. Extended Coastal State Jurisdiction in the North Pacific and Fishery Disputes	単著	1980年(昭和55年)5月	Ocean Research Institute, University of Tokyo, 44p	北太平洋の漁業管理体制の在り方について、アメリカのワシントン大学との共同調査研究グループの一員として参加し、北太平洋の沿岸諸国による管轄権の拡張によって発生し得る漁業紛争を分析するとともに、その解決の方向を模索した。
8. 中国の現代化と法	共著	1980年(昭和55年)10月	東京大学出版会 387頁	編者 加藤一郎 著者 鶩見一夫, 谷口知平, 加藤雅信, 新美育文, 西原道雄, 他16名 中国の環境問題と、その対策の状況について紹介するとともに、近年の国際法の研究状況について概観した。 分担部分 第3章第VII節「現代化政策と環境問題」211~221頁 第6章第II節「最近の中国の国際法の研究動向」359~368頁
9. 200カイリ時代と日本の水産	共著	1981年(昭和56年)12月	恒星社厚生閣 197頁	編者 川崎 健, 田中昌一 著者 鶩見一夫, 平沢 豊, 布施 勉, 長谷川 彰, 他7名 各国の一方的国内立法による200カイリ水域の設定という事態が発生するに及んで、海洋の法秩序には大きな混乱が生じるに至り、こうした状況下において、特に漁業という側面に焦点を絞って、この措置によりどのような法的問題が生じたのかについて分析を行うとともに、その解決方法について解説を行った。 分担部分 第2章「200カイリ時代の法的諸問題」29~59頁
10. 公害法の国際的展開 —公害法の研究 V—	共著	1982年(昭和57年)7月	岩波書店 484頁	編者 加藤一郎 著者 鶩見一夫, 長谷敏夫, 岩間 徹, 中内清文, 布施 勉, 他10名 国際法のうち、国際環境法という分野がその地位を占め始めたのは、比較的に最近のことであり、この法分野が、どのような形態で形成され、どのような方向に発展し

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
11. ODA 援助の現実	単著	1989年(平成元年)12月	岩波書店 226頁	て行くべきかについて考察を加えた。 分担部分 第1章第1節「国際環境法の生成と発展」3~71頁 第III節「海洋環境の保護と第3次国連海洋法会議」94~139頁 日本の政府開発援助(ODA)の建前と実行の乖離の問題について、具体的な事例を取り上げて検証を行った。
12. きらわれる援助——世界銀行・日本の援助とナルマダ・ダム——	共著	1990年(平成2年)10月	築地書館 293頁	編者 鷺見一夫 著者 鷺見一夫、池田恵理子、佐々木理臣 世界銀行の融資と日本の援助でインドのナルマダ川において建設が進められたサルダル・サロバル・ダムについて、このダム建設が、経済的、社会的、環境的な尺度から見て、はたして妥当なものかどうかを詳細に分析した。
13. 国際社会の中の日本 第2部	共著	1991年(平成3年)3月	横浜市立大学一般教育委員会 114頁	分担部分 1~223頁 編者 加藤晴康、鷺見一夫 著者 鷺見一夫、渡辺憲介、金敬得、他4名 ODAの目的、性格、仕組みなどについて概説するとともに、幾つかの具体的な事例を取り上げて、ODAの問題点の検証を行った。
14. The Regulation of Driftnet Fishing on the High Seas: Legal Issues	共著	1991年(平成3年)4月	Food and Agriculture Organization of the United Nations(FAO) 83p	分担部分 第2部第2章「政府開発援助(ODA)の検証」76~88頁 著者 鷺見一夫、Ellen Hey, William T. Burke, Doris Ponzoni 流し網問題に関して、実定国際法の観点からの分析を行うとともに、日本の操業実態について論及し、こうした考察に基づいて、国際社会において講じられるべき立法措置について提言した。
15. これからの中公海漁業について——海洋生物資源の保存と持続的利用のための管理体制の確立——	共著	1992年(平成4年)3月	財団法人東京水産振興会 公海漁業問題検討会 205頁	分担部分 第IV章“International Legal Issues Concerning the Use of Driftnets with Special Emphasis on Japanese Practices and Responses”, pp.45~73. 第3次国連海洋法会議における200カイリ排他的經濟水域の出現と公海漁業の規制強化という方向を受けて、漁業資源の管理体制の在り方について考究した。
16. ノー・モアODAばらまき援助	単著	1992年(平成4年)4月	J I C C 出版局 79頁	分担部分 第2部第1章「公海漁業と国連海洋法条約」125~172頁 ODAによって、なぜに環境破壊と人権侵害の問題が発生してしまうのか、その原因を考察した。具体的な事例としては、イン

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
17. 政府開発援助問題の検討	共著	1992年(平成4年)4月	学陽書房 176頁	ドのサルダル・サロバル・プロジェクト、インドネシアのコトバンジャン・プロジェクト、スリランカのサマナラウェア・プロジェクトを取り上げて検証した。 編者 日本財政法学会 著者 鷲見一夫、伊藤正二、安藤 実 ODAの諸問題について、特に財政法を含めて、法的な側面に焦点を当てて検討した。 分担部分 第3章「政府開発援助(ODA)の法的諸問題」45~70頁
18. アジアの人びとを知る本——環境破壊とたたかう人びと——	共著	1992年(平成4年)5月	大月書店 269頁	編者 土生長穂、小島延夫 著者 鷲見一夫、矢花公平、小島延夫、G. マーヨ・アンダ、浅野健一、他5名 インドのサルダル・サロバル・ダム建設に反対している人々に焦点を合わせて、これらの人々によって展開されている「非協力運動」について紹介した。 分担部分 「インド・巨大ダム建設と非協力運動」117~150頁
19. 成田治安法・いま憲法が危ない——三里塚農民の抵抗と最高裁大法廷判決——	共著	1992年(平成4年)11月	社会評論社 422頁	編者 北野弘久、一瀬敬一郎 著者 鷲見一夫、井上 清、寺田熊雄、田畠忍、小林孝輔、小野坂 弘、他50名 成田空港の建設にあたって制定された「新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法」の合憲性の問題について考究した。 分担部分 「『住民同意の原則』を踏まえた『公共の福祉』概念の乱用」128~137頁
20. Freedom for the Seas in the 21st Century: Ocean Governance and Environmental Harmony	共著	1993年(平成5年)	Island Press 504p	編者 Jon M. Van Dyke, Durwood Zaelke, Grant Hewison 著者 鷲見一夫、E. Mann Borgese, Arvid Pardo, William T. Burke, 他24名 伝統的な海洋自由の原則が、海洋管理と環境保護の観点から見直される必要のあることを論じた。 分担部分 第IV部第19章“ <i>The International Legal Issues Concerning the Use of Drift Nets, with Special Emphasis on Japanese Practices and Responses</i> ”, pp.292~309
21. 世界銀行——開発金融と環境・人権問題——	単著	1994年(平成6年)2月	有斐閣 381頁	過去50年以上にわたる世界銀行の開発途上国への開発融資について、その歴史的経緯を概観するとともに、特に環境的・人権的考慮が、どのように扱われてきたのかに

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
22. 傷ついた真珠・スリランカ	共著	1995年(平成7年)10月	游学社 63頁	について検証した。 編者 富坂キリスト教センター 著者 鷺見一夫、松井やより、中村尚司、久保祐輔、他5名 日本の政府開発援助(ODA)で建設された漁港が、なぜに漂砂で埋まってしまったのかについて論じた。 分担部分 第Ⅳ章「キリングダ漁港問題」22～27頁
23. 世界貿易機関(WTO)を斬る—誰のための「自由貿易」か—	単著	1996年(平成8年)1月	明窓出版 514頁	世界貿易機関(WTO)の成立の経緯を分析するとともに、特に「自由貿易」が、環境および人権に対して及ぼす影響について考察した。
24. アメリカはなぜダム開発をやめたのか	共著	1996年(平成8年)9月	築地書館 203頁	編者 公共事業チェック機構を実現する議員の会 著者 鷺見一夫、小杉 隆、竹村泰子、天野礼子、秋葉忠利、他10名 アメリカにおけるダム建設の歴史を概説するとともに、ダム建設の中止という政策転換が打ち出されるに至った経緯を明らかにし、またこのような政策転換が、世界各国のダム建設に及ぼした影響について論及した。 分担部分 「アメリカにおけるダム建設の歴史」22～54頁 「アメリカの河川政策の転換が、世界の大規模ダム建設に及ぼす波紋」102～145頁
25. 21世紀の河川思想	共著	1997年(平成9年)4月	共同通信社 341頁	編者 天野礼子 著者 鷺見一夫、天野礼子、五十嵐敬喜、大熊 孝、保母武彦、他8名 20世紀における河川思想が、基本的に「川殺し」の発想に基づいていたことを具体例を挙げて指摘するとともに、21世紀の河川思想が、基本的に「川を回復する」考え方方に立脚すべきことを提言した。 分担部分 第Ⅳ章「国際的脈絡から眺めた河川思想の展開——『川殺しの世紀』から『川を回復する世紀』へ」236～331頁
26. 三峡ダムと日本	単著	1997年(平成9年)8月	築地書館 324頁	世界一の発電規模を備えることが予定されている中国の三峡ダムの建設について、その歴史的経緯を眺めるとともに、資金問題、住民移転問題、堆砂問題などについて考察し、またこのダム建設への日本のかかわり

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
27. 世界貿易機関(WTO) が世界を変える? —身 近な矛盾からグローバル 化が見える—	共著	1999年(平 成11年)10月	市民フォーラム 2001事務局 161頁	について解説した。 編者 佐久間智子 著者 鷲見一夫, 古沢広祐, 田坂興亞, 久 保田裕子, 他18名 WTOの問題点について、具体的な事例 を取り上げて解説した。 分担部分 「先進国の利益にだけ奉仕する WTO」99~104頁 「全てが営利目的に、全てが先 進国企業のために」105~110頁
28. 銀行はいかにして作ら れたか?	共著	2002年(平 成14年)9月	学習研究社 336頁	編者 矢沢潔 著者 鷲見一夫, 伊藤正憲, 田尻嗣夫, 橋 本寿朗, 南原晃, 他13名 IMFと世界銀行に対する批判の声が、 なぜに世界的に高まっているのかについて 考究した。 分担部分 第5章「IMFと世界銀行—— その野望と挫折」290~308頁
29. 三峡ダムと住民移転問 題 — 100万人以上の住民 を立ち退かせることができ るのか? —	共著	2003年(平 成15年)2月	明窓出版 537頁	著者 鷲見一夫, 胡曉婷 三峡ダム建設に伴う100万人以上の住民移 転問題について、「開発型移住」政策の実施 状況を分析するとともに、その行き詰まり の打開策として打ち出されている「外遷」政 策の有効性と住民の生活再建の状況につい て考究した。 共同執筆につき、本人担当部分の抽出は 不可能
30. 住民泣かせの「援助」— コトバンジャン・ダムに よる人権侵害と環境破壊	単著	2004年(平 成16年)1月	明窓出版 595頁	インドネシア・スマトラ島において日本 の政府開発援助(ODA)で建設されたコト バンジャン・ダムによって立ち退かされた 住民、さらにスマトラ象などの野生生物が、 生活・生息基盤を破壊されたとして、2002 年と2003年に東京地裁に提訴した事案につ いて、この問題の歴史的経緯および裁判上 の主要論点について解説した。
〔翻訳〕				
1. 國際法上の國家責任	共訳	1973年(昭 和48年)5月	國際法政研究会 80頁	訳者 鷲見一夫, 布施勉, 他6名 本書は、国連の国際法委員会における國 家責任問題の審議の過程で、特別報告者ロ ベルト・アゴー(Roberto Ago)によって提出 された第2報告書を訳出したものである。 共同翻訳作業につき、本人担当部分の抽 出は不可能
2. 三峡ダム — 建設の是非 をめぐっての論争 —	共訳	1996年(平 成8年)9月	築地書館 448頁	訳者 鷲見一夫, 胡曉婷 本書は、戴晴編『長江 長江』(1989年刊行)

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
3. 沈黙の川——ダムと人権 ・環境問題――	単訳	1998年(平成10年)5月	築地書館 389頁	を紹介したものである。 共同執筆につき、本人担当部分の抽出は不可能 本書は、Patrick McCully, "Silenced Rivers: The Ecology and Politics of Large Dams" (1996年刊行)を紹介したものである。
〔学術論文〕 1. 条約締結手続における憲法的制約の国際法的考察 (法学修士学位論文)	単著	1967年(昭和42年)3月	一橋大学	条約締結に関しては憲法などによる国内法上の制約が設けられるのが通例であるが、そのような場合に国内法的制約を無視して締結された条約の有効・無効の問題について、先例、学説などを紹介するとともに、「条約法に関するウィーン条約」第46条の立法過程を検証した。
2. 条約規定の可分性について――条約法最終草案第41条の検討――(1), (2)	単著	1968年(昭和43年)9月 1969年(昭和44年)1月	一橋大学 「一橋論叢」 第60巻第3号 65~74頁 第61巻第1号 92~105頁	条約法の基本原則は、条約規定の不可分性の原則であるが、例外的に可分性が認められるか否か、具体的には一部批准ないしは一部終了・無効が認められるか否かをめぐっては、条約実行と学説は別れてきた。この点で、条約法最終草案第41条では、条約規定の可分性を認める方向を打ち出したのであるが、その起草過程を分析した。
3. 条約の無効、終了等の根拠を援用する権利の喪失について――条約法最終草案第42条の検討――(1), (2), (3), (4)	単著	1969年(昭和44年)5月 1969年(昭和44年)6月 1969年(昭和44年)7月 1969年(昭和44年)8月	一橋大学 「一橋論叢」 第61巻第5号 84~94頁 第61巻第6号 98~105頁 第62巻第1号 82~90頁 第62巻第2号 100~113頁	条約の無効・終了原因については、それを援用するまでの時間的制約があるか否かについては、国際判例上も、また学説上も、禁反言(estoppel)の原則、信義則ないしは默認の法理を援用して、これを肯定する見解が有力に唱えられてきた。この点で、条約法最終草案第42条では、無効・終了原因の存在を了知しながら、条約の効力を認める明示的・默示的行為を行った場合には、かかる原因を援用することができないとされたのであるが、この規定の妥当性についての検討を行った。
4. 国内法違反の条約の有効性について――条約法に関するウィーン条約第46条の考察――	単著	1970年(昭和45年)2月	一橋大学 「一橋論叢」 第63巻第2号 78~93頁	ある条約が国内法に違反して締結された場合に、その条約は国際法的に有効か否かの問題について、有効説、無効説、折衷説のそれぞれの論拠を検討するとともに、ウィーン条約法条約第46条で採択された規定方式の妥当性について考察を加えた。
5. 条約の無効原因としての国家代表のcorruptionについて――条約法に関するウィーン条約第50条の検討	単著	1970年(昭和45年)7月	一橋大学 「一橋論叢」 第64巻第1号 81~89頁	伝統的条約法理論の下では、国家代表の「腐敗」は、条約の無効原因としては認められてこなかつたし、また条約実行上の先例もない。しかし、ウィーン条約では、これ

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
—(1),(2),(3)		1970年(昭和45年)8月 1970年(昭和45年)9月	第64巻第2号 113~119頁 第64巻第3号 123~131頁	を条約の無効原因の一つとして挙げた。こうした経緯から、第50条の起草過程においては、この規定の挿入には賛否両論があり、また今後の適用上の問題があることから、この点についての検討を行った。
6. 国内法に違反して締結された条約 — 条約法に関するウィーン条約第46条の起草過程の検討 —(1),(2)	単著	1971年(昭和46年)1月 1971年(昭和46年)3月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(社会科学系列) 第22巻第1号 97~120頁 第22巻第3・4合併号 55~79頁	国内法に違反して締結された条約の国際法上の有効性の問題について、国連の国際法委員会に提出された各種の提案とそれに関する審議過程を分析することにより、ウィーン条約法条約第46条の規定が、どのような根拠に基づいて起草されたのかを明らかにした。
7. 条約締結行為に携わる国家代表の権限について — 条約法に関するウィーン条約第7条の検討 —(1),(2),(3)	単著	1971年(昭和46年)9月 1971年(昭和46年)10月 1972年(昭和47年)5月	一橋大学 「一橋論叢」 第66巻第3号 78~85頁 第66巻第4号 101~106頁 第67巻第5号 114~121頁	条約の締結に際しては、国家代表により全権委任状(full powers)が提示されるのが通例であるが、国家元首、首相、外務大臣などの場合には、国家実行上はかかる権限の提示は特に求められない。この点に関して、ウィーン条約の第7条では、職権上(ex officio)条約締結権限を有すると見なされる場合を列挙したのであるが、この規定の導入の経緯とその妥当性について考察した。
8. 国際法委員会におけるdecision-making	単著	1972年(昭和47年)10月	国際法政研究会 「国際法政研究」 第15号 1~27頁	国際法委員会は、1947年に設立された国連総会の諮問機関で、海洋法、条約法、国家責任などの分野での法典化作業を行ってきたのであるが、この委員会の組織と作業の進め方について考究した。
9. 経済水域 — アフリカ諸国の見解とラテン・アメリカ諸国の見解の比較検討 —	単著	1975年(昭和50年)3月	海洋法研究会 「海洋法の研究」 第1号 121~162頁	排他的経済水域の概念は、ケニアを中心とするアフリカ諸国により提起されたのであるが、その源流は、ラテン・アメリカ諸国によって唱えられてきた200カイリの資源水域の主張にあることから、両者の主張が、どのように関係しており、またどのように異なっているのかを明らかにした。
10. 経済水域の研究(上)、(中)	単著	1975年(昭和50年)3月 1976年(昭和51年)12月	横浜市立大学 「横浜市立大学紀要(法学篇)」 第1巻第1号 1~119頁 第2巻第2号 1~166頁	第3次国連海洋法会議における最大の問題の一つであった200カイリ排他的経済水域の設定の構想について、この概念の発生の歴史的展開の系譜を明らかにするとともに、同会議における各國の提案の内容とそれらに対する批判・反対意見を分析し、またこの構想の導入によってもたらされる海洋法秩序の混乱の問題についても考究した。
11. 排他的経済水域 — 単一草案とエベンセン案の比較検討 —	単著	1975年(昭和50年)10月	海洋法研究会 「海洋法の研究」 第2号	「非公式单一交渉草案」における経済水域関連の規定の基礎となったエベンセン案を考察して、それが、単一草案のうちにどの

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
12. 排他的経済水域概念—非公式单一交渉草案の検討—	単著	1975年(昭和50年)10月	53~87頁 横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(社会科学系列) 第27巻第1・2合併号 51~109頁	ような形で反映されているのかを明らかにした。 第三次国連海洋法会議の第3会期(1975年3月17日~5月9日、ジュネーブ)で作成された「非公式单一交渉草案」の経済水域関連の規定について、その内容の分析と検討を行った。
13. 海洋環境の保全と国家の責任—ヤンコフの報告書の検討—	単著	1976年(昭和51年)3月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(社会科学系列) 第27巻第3・4号合併号 181~212頁	ブルガリアの駐英大使で、第三次国連海洋法会議第3委員会委員長を務めたヤンコフが作成した「汚染の取締のための責任」と題する報告書の内容を紹介するとともに、海洋汚染問題と海洋環境の保全問題に対する国際社会の対処の仕方について論じた。
14. 排他的経済水域—旧单一草案と改訂单一草案の比較検討—	単著	1976年(昭和51年)8月	海洋法研究会 「海洋法の研究」 第3号 49~84頁	第三次国連海洋法会議の第4会期(1976年3月15日~5月7日、ニューヨーク)で作成された「改訂单一交渉草案」における経済水域関連の規定の内容の分析を行うとともに、旧单一草案との比較検討を行った。
15. 海から締め出される日本—難航必至の海洋法会議・対米交渉—	単著	1976年(昭和51年)8月	朝日新聞社 「朝日ジャーナル」 第18巻第33号 28~33頁	第三次国連海洋法会議における200カイリ排他的経済水域の概念の登場、さらにこれに便乗したアメリカによる200カイリ漁業水域の一方的設定により、日本漁業が危機に瀕していることについて論じた。
16. 排他的経済水域概念とアメリカの200カイリ法	単著	1976年(昭和51年)9月	法と秩序研究会 「法と秩序」 第6巻第4・5合併号 40~54頁	200カイリ排他的経済水域の概念が、資源配分の上でも不公正であること、またこれに便乗したアメリカの200カイリ法が、漁業資源の囲い込みを狙ったものであることを指摘した。
17. Protection of the Marine Environment in the East Asian Waters	単著	1977年(昭和52年)3月	Ocean Association of Japan, "Proceedings of the International Symposium on the Pacific Ocean", 30 November~2 December, 1976, Tokyo, 79~89頁	「太平洋の利用と開発—太平洋における協力の未来図」のテーマの下に開かれた国際シンポジウムにおいて、海洋開発が海洋環境に対して及ぼす影響の問題に焦点を合わせて報告した。この報告では、バルト海、地中海での海洋汚染対策および海洋環境の保全対策の事例を紹介して、東アジア水域においても類似の国際協力の枠組みが形成される必要のあることを強調した。
18. カナダの200カイリ漁業水域法	単著	1977年(昭和52年)3月	日本海洋協会 「外国海洋法制の研究」 13~23頁	カナダは、1977年1月1日に200カイリ漁業専管水域を一方的に設定したのであるが、この措置の歴史的経緯を解説するとともに、200カイリ法の内容について説明した。
19. 今後の北太平洋の管理構想—アメリカ、カナダを訪れて—	単著	1977年(昭和52年)6月	日本海洋協会 「海洋時報」 第5号 36~45頁	アメリカ、カナダ、ソ連、日本による200カイリ水域の一方的設定という事態を受け、アメリカとカナダの研究者により提案された北太平洋管理構想について紹介した。

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
20. 深海資源政策の確立を急げ——海洋法会議に見る対決と思惑——	単著	1977年(昭和52年)9月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第55巻第37号 42~47頁	マンガン団塊などの深海資源の開発については、国連傘下の深海海底機構が、エンタープライズという事業体を通じて行うことが構想されているが、この事業体は、資金、技術などの点で難題を抱えていることを指摘した。
21. 「人類の共同財産」としての深海底資源——忘れられつつある第3次海洋法会議の原点——(上),(下)	単著	1977年(昭和52年)11月 1978年(昭和53年)1月	尾崎行雄記念財團 「世界と議会」 第190号 5~12頁 第191号 16~22頁	第3次国連海洋法会議は、マルタのパレード大使の提案、つまり深海底とそこでの資源を人類全体の利益のために、特に最貧困に恩恵を及ぼすという構想の下に出発したのであるが、この当初構想は、200カイリ水域の設定と大陸棚の概念の拡大のために骨抜きとなってしまったことを指摘した。
22. アジア諸国と海洋法——現状と展望——	単著	1978年(昭和53年)3月	朝日新聞社 「朝日アジアレビュー」 第33号 52~58頁	第3次国連海洋法会議における主要議題である200カイリ排他的経済水域、大陸棚、群島理論、国際海峡などの問題について、アジア諸国が、どのような立場を探り、またどのような国内立法措置を講じているのかを概観した。
23. 海洋法会議にみる海の争奪戦——“最後の資源”をめぐる熾烈な対立——	単著	1978年(昭和53年)7月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第56巻第30号 39~43頁	第3次国連海洋法会議においては、排他的経済水域、大陸棚、深海海底資源などをめぐって、内陸国と沿岸国、途上国と先進国との間に熾烈な資源争奪戦が繰り広げられていることを指摘した。
24. 海洋の多角的利用の増大と海洋法の最近の動向	単著	1978年(昭和53年)12月	横浜市立大学 「経済と貿易」 第125号 1~33頁	漁業、航行などの海洋の伝統的な利用形態に加えて、石油、天然ガスなどの開発、さらにマンガン団塊の開発、人工島、潮力発電、レクリエーション利用、海洋投棄などの新たな利用形態が増大していることに照らして、こうした状況に海洋法がどのように対応していくべきかについて論じた。
25. 第3次国連海洋法会議第7会期(再開会期)	単著	1979年(昭和54年)2月	日本海洋協会 「海洋時報」 第12号 2~29頁	第3次国連海洋法会議第7会期の再開会期は、1978年8月21日から9月15日にかけてニューヨークにおいて開催されたのであるが、この会期での審議模様について報告した。
26. 海洋の新秩序とアジア諸国——最近の国内立法の分析——	単著	1979年(昭和54年)6月	アジア経済研究所 「アジア経済」 第20巻第6号 81~93頁	第3次国連海洋法会議に合わせて、アジア諸国が、領海、経済水域、群島水域などの点で、どのように国内法制を整備しようとしているのかを明らかにした。
27. アフリカと海洋法	単著	1979年(昭和54年)10月	横浜市立大学 「経済と貿易」 第128号 1~20頁	第3次国連海洋法会議において、アフリカ諸国が、経済水域、航行、深海海底資源、海洋汚染、海洋技術移転などの問題について、どのような基本的立場を探っているのかを解明した。
28. 環境アセスメントの国	単著	1979年(昭)	人間環境問題研究	1960年代以降、公害問題が世界各地で顕

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
際的視点		和54年11月	会 「環境法研究」 第12号 148~168頁	在化するにつれて、国内社会において導入された環境アセスメント制度について、はたしてこれを国際社会において導入することが可能かどうかについて考究した。
29. Review of the Sixth Session of the Law of the Sea Conference	単著	1981年(昭和56年)1月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(社会科学系列) 第32巻第1号 61~81頁	第3次国連海洋法会議の第6会期(1977年5月23日~7月15日、ニューヨーク)における審議状況について、特に深海海底資源問題、漁業問題、海洋汚染問題に焦点を絞って考察した。
30. 第3次国連海洋法会議・第9会期(前半期)の審議状況	単著	1981年(昭和56年)1月	横浜市立大学 「経済と貿易」 第131号 99~152頁	第3次国連海洋法会議の第9会期の前半期(1980年3月3日~4月4日、ニューヨーク)での審議状況について、第1委員会、第2委員会、第3委員会における主要論点を紹介するとともに、デッドロック状況の打開に向けての方策を示唆した。
31. Towards a New World Order: The Role of Endogenous Development in Contemporary Asia and the Pacific Region	単著	1981年(昭和56年)12月	Batasang Pambansa "Proceedings of the 5th Asian-Pacific Cultural Scholars Convention", 25 February~1 March 1981, Manila, pp.13~20	1981年2月25日~3月1日にフィリピンのマニラで「新たな世界秩序に向けて」のテーマの下で開かれた国際シンポジウムにおいて、「内生的開発」(endogenous development)のアプローチの採用の必要性について報告した。この報告では、アジア・太平洋地域の国々が、欧米および日本の「開発」モデルの模倣ではなく、独自的な社会発展の方向を探ることの必要があることを強調した。
32. 地中海の環境管理	単著	1982年(昭和57年)3月	人間環境問題研究会 「環境法の体系的研究」 41~69頁	国連環境計画(UNEP)の「地域海洋計画」の一環として、1976年2月16日に締結された「汚染からの地中海の保護のための条約」(通称「バルセロナ条約」)について、その締結の経緯と条約内容について解説した。
33. 環境管理概念の発生と展開	単著	1982年(昭和57年)3月	横浜市立大学環境管理計画研究会 「環境管理の研究」 第1号 43~60頁	「環境管理」の概念が、環境政策の転換の過程において、つまり公害行政から環境行政へ、対症療法から根本療法へ、短期的・ミクロ的展望から長期的・マクロ的展望へとの発想の転換において生まれてきた概念であることを明らかにした。
34. 「環境管理」概念	単著	1982年(昭和57年)3月	横浜市立大学環境管理計画研究会 「環境管理の研究」 第1号 61~97頁	「環境管理」概念の内容について説明するとともに、この概念が、自治体レベル、国レベル、国際レベルなどにおいて適用されている実例を挙げ、またこの概念の適用上の問題点についても指摘した。
35. 後発開発途上国(最貧国)と国際連合——「後発開発途上国のために1980年代の新実質行動計画」の検討——	単著	1982年(昭和57年)5月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(人文科学系列) 第33巻第2号 79~187頁	1981年9月1~14日にパリで開催された国連後発開発途上国会議において採択された「後発開発途上国のために1980年代の新実質行動計画」について、その内容の紹介と分析を行った。

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
36. 後発開発途上国(最貧国)への援助問題——「新実質行動計画」と日本の援助政策の検討——	単著	1983年(昭和58年)2月	横浜市立大学 「経済と貿易」 第135号 71~117頁	後発開発途上国(最貧国)に対する援助問題について、他の先進国との比較において、日本の援助政策の問題点を指摘するとともに、講じられるべき改善策について提言した。
37. 国連エネルギー会議	単著	1983年(昭和58年)3月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(人文科学系列) 第34巻第2・3合併号 17~125頁	1981年8月10~21日にケニアのナイロビで開催された「新・再生可能エネルギー源に関する国連会議」の審議過程を紹介するとともに、この会議において採択された「新・再生可能エネルギー源の開発と利用のためのナイロビ行動計画」の内容を分析した。
38. 「かながわ環境プラン」について	単著	1983年(昭和58年)4月	横浜市立大学環境 管理計画研究会 「環境管理の研究」 第2号 1~43頁	神奈川県は、1983年3月に、「かながわ環境プラン」を公表した。この環境プランには長短のいずれもが見られ、特に問題点として、管理方法と具体的な施策の欠如、調整メカニズムの不明確性、広域的な環境問題への対処方法の不明瞭性などの点を指摘した。
39. 捕鯨問題	単著	1983年(昭和58年)11月	人間環境問題研究会 「環境法研究」 第16号 120~164頁	1970年代より欧米諸国では捕鯨反対運動が高まりを見せてきたのであるが、このような捕鯨反対の主張の論拠を分析するとともに、このような主張が、特に国際捕鯨取締条約との関連で、はたして法的妥当性を持ち得るのかどうかの考察を行った。
40. United Nations Conference on New and Renewable Sources of Energy and Its Aftermath	単著	1984年(昭和59年)3月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(人文科学系列) 第35巻第1・2・3合併号 15~29頁	国連エネルギー会議(1981年8月10~21日)において採択された「新・再生可能エネルギー源の開発と利用のためのナイロビ行動計画」の対象とされている14種の新・再生可能エネルギー源について解説し、これらを取り扱うための国連機関の新設を提言した。
41. インドネシア、フィリピンの群島理論の採用——200カイリ排他的経済水域設定の波紋——	単著	1984年(昭和59年)3月	アジア経済研究所 「アジア経済」 第25巻第3号 2~24頁	インドネシアとフィリピンの群島理論が、歴史的にどのように展開してきたのかを考察するとともに、この理論の採用に伴って派生する諸問題について分析を行った。
42. 沿岸をいかに管理するか——サンフランシスコ湾のケーススタディ——	単著	1984年(昭和59年)8月	日本海洋協会 「海洋時報」 第34号 21~37頁	沿岸管理のモデル・ケースとされる「サンフランシスコ湾計画」の策定の経緯とその内容について紹介するとともに、「サンフランシスコ湾保全・開発委員会」(BCDC)の活動内容についても解説した。
43. Existing Institutional Arrangements and Implications for Management of Tokyo Bay	共著	1985年(昭和60年)1月	University of New Mexico, "Natural Resources Journal", Vol.25, No.1 pp.167~193	著者 鷺見一夫、華山 譲 海外での湾域——例えば、アメリカのサンフランシスコ湾——と比較して、東京湾においては、なぜに総合管理体制が構築できないのか、その原因を探るとともに、こうした総合管理体制を樹立するための方策を考察した。

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
44. 第3次国連海洋法会議・第11会期の審議状況——海洋法条約の採択をめぐる諸問題——(1),(2)	単著	1985年(昭和60年)2月 1985年(昭和60年)3月	横浜市立大学 「経済と貿易」 第139号 51~104頁 第140号 80~108頁	共同研究であるために、分担部分の抽出は不可能 第3次国連海洋法会議の第11会期は、1982年3月8日から4月30日にかけてニューヨークにおいて開催された。この会期では、特に深海海底資源の開発問題、軍艦の領海通航問題、公海漁業問題、群島水域問題などをめぐって審議が難航したのであるが、その模様について報告した。
45. Will Mankind be able to Eradicate Hunger and Malnutrition on the Earth? — Problems of Self-reliance, International Assistance and International Food Reserve —	単著	1985年(昭和60年)3月	Kihara Institute for Biological Research "Proceedings of the First Yokohama Forum for the 21st Century, 27~29 March 1985 pp.112~145	1985年3月27~29日に横浜国際会議場において開催された「21世紀に人類は食糧を確保できるか」のテーマの下での国際シンポジウムでは、開発途上国における飢餓と栄養失調の問題の発生原因について究明するとともに、こうした問題に対処するための方策について、特に開発途上国の自助努力を支援するための国際援助の増大と国際食糧備蓄制度の確立の問題について論じた。
46. 「かながわ環境プラン」について	単著	1985年(昭和60年)4月	人間環境問題研究会 「環境法研究」 第17号 149~186頁	全国の自治体に先駆けて神奈川県によって1983年3月に策定された「かながわ環境プラン」について、その概要について紹介するとともに、そこに含まれる問題点についても指摘した。
47. 沿岸管理——「サンフランシスコ湾計画」の検討	単著	1985年(昭和60年)6月	横浜市立大学環境問題研究会 「横浜市立大学総合研究」 第3号 1~82頁	アメリカのサンフランシスコ湾について1969年に策定された総合的な湾域管理計画は、閉鎖性の湾域の管理体制の在り方に種々の有益な示唆を与えてくれるため、この計画が策定されるまでの経緯を検討し、その内容について考察した。
48. 地域の国際化——揺籃期から成長期に向けての課題——	単著	1986年(昭和61年)11月	地方自治センター 「地方自治通信」 第204号 31~38頁	今日の地域の「国際化」の動向は、その多くが未だ揺籃期に留まっていると指摘した上で、成長期に向けての課題と条件について論じた。
49. 東京湾総合管理の提言	単著	1986年(昭和61年)12月	神奈川県自治総合研究センター 「自治体学研究」 第31号 36~41頁	東京湾においては、この湾域を総合的に管理するための計画と機構のいずれをも欠いていることから、中央・地方政府と住民が一体となって、「東京湾ブループラン」を策定・実施すべきことを提言した。
50. 難航する一次産品輸出所得補償融資問題——第1回政府間専門家グループ会合を終えて——(上)(下)	単著	1986年(昭和61年)12月 1987年(昭和62年)1月	世界経済研究協会 「世界経済評論」 第30巻第12号 56~63頁 第31巻第1号 66~72頁, 85頁	一次産品市況の低迷に伴って、開発途上国の輸出所得は、大幅な落ち込み傾向を示しており、これを補填するための補償融資制度の創設の問題を審議する目的で開催された国連貿易開発会議(UNCTAD)の政府間専門家グループ会合での論点について紹介するとともに、問題解決への方策を探究した。

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
51. 南南問題——「後発開発途上国」問題の現状と課題	単著	1987年(昭和62年)3月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(人文科学系列) 第38巻第2・3合併号 419~572頁	国連により「後発開発途上国」(Least Developed Countries)として指定された42カ国について、これらの国々がなぜに貧しいのか、またこれらの国々に対する先進国の「援助」は、はたして役立っているのか、という問題に焦点を合わせて考察を行った。
52. 国際熱帯木材協定	単著	1987年(昭和62年)3月	横浜市立大学環境問題研究会 「横浜市立大学総合研究」 第4号 13~173頁	1983年11月18日に国連熱帯木材会議において採択された「国際熱帯木材協定」について、この協定の締結過程の分析を行うとともに、協定内容の問題点、特に熱帯木材の国際取引と熱帯林保護が、はたして両立し得るのかの問題に焦点を合わせて考察した。
53. 一次產品輸出所得補償融資問題	単著	1988年(昭和63年)1月	横浜市立大学 「横浜市立大学論叢」(人文科学系列) 第39巻第1号 159~376頁	輸出所得補償融資制度については、その樹立が難航してきている状況について分析し、なぜに合意に達することができないのか、その理由を究明するとともに、問題解決の方途を探査した。
54. 臨海部開発と法制	単著	1988年(昭和63年)12月	東京市政調査会 「都市問題」 第79巻第12号 51~67頁	臨海部開発問題との絡みで、現行法制度の問題点について指摘するとともに、開発と環境の調和を実現するための方策について提言した。
55. The "Whale War" Between Japan and the United States: Problems and Prospects	単著	1989年(平成元年)2月	University of Denver "Denver Journal of International Law and Policy", Vol.17, No.2 pp.317~372	捕鯨問題は、国連人間環境会議(1972年)におけるアメリカのモラトリアム提案以来、日米間の懸案事項となってきたのであるが、アメリカ政府は、1988年4月6日にパックウッド・マグナソン修正法に基づいて対日制裁措置を講じたために、かかる制裁措置の国際法上の適法性について検討を加えた。
56. 援助が招く環境破壊と債務累積——批判の矢面に立たされる世銀、IMF、日本——	単著	1989年(平成元年)4月	岩波書店 「公害研究」 第18巻第4号 68~70頁	世銀、IMFなどの国際金融機関の融資活動、さらに日本の「援助」が、開発途上国において熱帯林破壊と債務累積を引き起こしている状況について、その原因を探った。
57. 開発か環境保護か、途上国の苦悩	単著	1989年(平成元年)5月	株式会社アルク 「CAT」 第82号 28~30頁	今日、開発途上国の多くは、経済開発の大義名分の下に、長期的利益を犠牲にして、短期的利潤を追求してきているのであるが、このような開発政策の矛盾を指摘した。
58. 日本のアマゾン開発融資に監視を——熱帯降雨林荒廃のツケは大きい——	単著	1989年(平成元年)6月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第67巻第25号 60~65頁	世銀、米州開発銀行、日本などの開発融資により、アマゾンの熱帯林が大幅に減少してきており、それに伴ってかかる森林に依拠するインディオの生存が脅かされていることを指摘した。
59. 環境破壊を招くODAの見直しを	単著	1989年(平成元年)8月	小学館 「本の窓」 第81号 30~35頁	日本のODAにより、熱帯林の破壊、さらに先住民、少数民族などの生活基盤の破壊という事態が発生していることを指摘し、この点での改善策について提言した。

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
60. 日本の開発援助と環境破壊	単著	1989年(平成元年)8月 第1016号 4~10頁	労働旬報社 「賃金と社会保障」	日本のODAにより、その受け入れ国において公害、環境破壊などの問題が頻発してきていることを指摘して、ODAの抜本的改革の必要を強調した。
61. 深刻な人権問題起こしたクドゥン・オンボ・ダム——世銀・日本の責任が大きい——(1),(2)	単著	1989年(平成元年)9月 1989年(平成元年)11月	亞細亞友之会 「アジアの友」 第5号 4~9頁 第7号 16~18頁	クドゥン・オンボ・ダムは、インドネシア・中部ジャワにおいて世界銀行と日本輸出入銀行の融資によって建設された多目的ダムであるが、およそ1500世帯、約7000人の住民が、移転を拒否して、現地に残留しているにもかかわらず、貯水が開始されるという暴挙が犯された問題について論じた。
62. 政府開発援助(ODA)と環境破壊——「開発」モデルと「援助」モデルの破綻——	単著	1990年(平成2年)1月	岩波書店 「公害研究」 第19巻第3号 12~19頁	インドネシアの集団移住計画、スリランカのマハベリ計画、タンザニアのキリマンジャロ農業開発計画の三つの事例について検証を行い、ODAによる環境破壊が、なぜに発生したのか、その原因を探った。
63. 「援助ニーズ」をどのように把握するか	単著	1990年(平成2年)3月	国際協力事業団 「国際協力」 第419号 29頁	日本のODAによる人権侵害と環境破壊を無くすためには、「援助」ターゲットを明確にすることと、現地住民の「援助」ニーズを把握することが重要であると指摘した。
64. 債務の罠に陥った東欧諸国——市場経済原理導入の危険——	単著	1990年(平成2年)4月	月刊タイムズ社 「TIME S」 第14巻第3号 45~49頁	東欧諸国の市場経済への移行支援の名分で、IMF、世銀、日本などにより「構造調整」融資が注ぎ込まれているが、これによりこれらの国々は、債務累積の危険に陥る恐れのあることを指摘した。
65. だれのための援助か	単著	1990年(平成2年)5月	解放出版社 「部落解放」 第309号 16~29頁	日本のODAにおいては、受益者は誰なのかという点が曖昧とされており、そのため少数民族、先住民などの社会的弱者の生活基盤の破壊と人権侵害が頻発してきていることを指摘した。
66. 見直しを迫られる「開発」と「援助」——インドのナルマダ渓谷ダム計画をめぐって——	単著	1990年(平成2年)6月	窓社 「季刊・窓」 第4号 68~86頁	インドのナルマダ川でのサルダル・サロバル・プロジェクトを事例研究として取り上げて、「開発」の在り方とともに、国際機関と先進国との「援助」の在り方についても追究した。
67. 真の“援助ニーズ”に沿った援助を——「援助」モデル再構築の必要——	単著	1990年(平成2年)6月	公明党機関紙局 「公明」 第341号 108~114頁	インドのサルダル・サロバル・ダム建設へのOECF融資を例示して、「援助」の歪みを指摘して、「援助」モデルの再構築の必要を強調した。
68. 世界銀行融資と日本のODA——インド・ナルマダ川巨大ダム開発をめぐって——	単著	1990年(平成2年)7月	労働旬報社 「賃金と社会保障」 第1037号 39~44頁	サルダル・サロバル・プロジェクトへの世銀融資と日本のODAについて、問題の所在がどこにあるのかを考察するとともに、問題解決に向けての方途を探った。
69. 対インドネシア援助はこれでよいか——クドゥ	単著	1990年(平成2年)9月	毎日新聞社 「エコノミスト」	インドネシアの中部ジャワのスラン川において世界銀行と日本輸出入銀行の融資に

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
ン・オンボの農民は生き ていた! — 70. 誰のための援助か	単著	1990年(平 成2年)10月	第68巻第40号 76~79頁 株式会社自由書房 「時事教養」 第657号 2~3頁	より建設されたクドゥン・オンボ・ダムに よる人権侵害問題について報告した。 日本のODAについては、その受け入れ 国において、一部富裕層と日本企業のみを 潤し、一般大衆、特に貧困層の利益とはな っていないとの批判の声が高まりつつある ことを指摘した。
71. 国際協力事業団——だ れの為の海外援助か? —	単著	1990年(平 成2年)11月	株式会社財界展望 新社 「財界展望」 第424号 248~253頁	国際協力事業団(JICA)のトップには、外 務省エリートが天下り、開発調査は、民間 コンサルタント会社に丸投げされ、さらに 日本企業も「援助」するなど、この「援助」機 関には抜本的変革が必要なことを指摘した。
72. スハルト独裁政権に挑 戦するクドゥン・オンボ の農民——人権・環境無 視の世界銀行と日本輸出 入銀行の融資 —	単著	1990年(平 成2年)11月	月刊タイムス社 「T I M E S」 第14巻第9号 110~117頁	非人道的な貯水に抗議して現地に留まつ て抵抗する農民の生活状況と支援運動につ いて報告するとともに、世界銀行と日本輸 出入銀行が、なぜにこのような暴挙を宥恕 したのかについて論じた。
73. 大規模ダム建設の経済 ・社会・環境収支 — 「開発モデル」と「援助モ デル」の破綻 —	単著	1990年(平 成2年)12月	水資源・環境学会 「水資源・環境研 究」 第4号 36~51頁	アメリカのフーバー・ダム、テネシー川 流域開発公社(TVA)による一連のダムをモ デルとして、第2次世界大戦後、世界各地にお いて、大規模ダムが建設されてきているが、 それらのダムの経済・社会・環境収支につ いて幾つかの事例を取り上げて検証を行 った。
74. 地球環境とODA(政府 開発援助)	単著	1991年(平 成3年)2月	環境情報科学セン ター 「環境情報科学」 第20巻第1号 24~28頁	ODAによる地球環境の破壊問題につい て、インダス川流域開発計画(パキスタン) とマハベリ計画(スリランカ)の二つの事例 を検証することにより、その原因の解明を行 った。
75. 「ノー・モア」援助 — インドネシアにみる日本 のODA批判 —	単著	1991年(平 成3年)2月	岩波書店 「世界」 第550号 191~200頁	日本のODAの最大の受取国であるイン ドネシアについて、ODAの受益者は誰な のかという観点から、具体的な事例を取り 上げて検証した。
76. 弾圧された「大行進」— 命かけてハンスト抗議 —	単著	1991年(平 成3年)2月	朝日新聞社 「朝日ジャーナル」 第33巻第8号 83頁	インドのナルマダ川でのサルダル・サロ バル・ダムの建設に反対する人々は、1990 年12月にロングマーチを挙行したのである が、この行進は、警官隊の弾圧で阻止され てしまい、これに抗議してハンストが行わ れたことについて報告した。
77. 政府開発援助(ODA) は、本当に役立っている のか? — 開発途上国に 高まるノー・モア援助の 声の謎 —	単著	1991年(平 成3年)3月	学習研究社 「ル・クール」 第3巻第3号 21頁	インドネシアのクドゥン・オンボ・ダム とインドのサルダル・サロバル・ダムによ る現地住民の強制移転の事例を取り上げて、 日本のODAの受益者が誰であるのかとい う問題を提起した。
78. 理念、理想なき援助大	単著	1991年(平	毎日新聞社	日本のODAは、開発途上国の一握富裕

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
国		成3年)4月	「エコノミスト」 第69巻第19号 102頁	層を潤しているにしても、一般庶民、特に底辺層の人々に恩恵をもたらしていないことから、受益者は誰なのかが問われていると指摘した。
79. 地球環境問題と日本漁業——新たな資源管理アプローチの必要——	単著	1991年(平成3年)5月	農林経済研究所 「水産世界」 第40巻第5号 64~69頁	捕鯨問題、流し網問題、クロマグロ問題など、近年、地球環境問題との絡みにおいて公海漁業の在り方が問題となっており、この問題の本質が何であるのかを考察するとともに、新たな漁業・資源管理論の樹立の方向を模索した。
80. 命懸けでダムに反対するナルマダ住民——日本は世銀融資中止にイニシアチブを——	単著	1991年(平成3年)5月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第69巻第20号 106~109頁	1990年12月から1991年1月にかけて「ナルマダを救う会」によって挙行されたロングマーチは、警官隊の弾圧によって阻止され、これに抗議して、メダ・パッカー女史らが、21日間のハンストに入ったことについて報告した。
81. 開発途上国に高まるノー・モア援助の声——問われる政府開発援助(ODA)の受益者——	単著	1991年(平成3年)6月	公明党機関紙局 「公明」 第353号 34~41頁	インドネシアのクドゥン・オンボ・ダム、インドのサルダル・サロバル・ダム、ガーナのアコソンボ・ダムなどの事例を取り上げて、ODAの受益者の問題を論じた。
82. 環境問題として浮上した大規模ダム——問われる援助大国日本の行動——	単著	1991年(平成3年)7月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第69巻第29号 76~82頁	チェコスロバキアにおけるガブチコボ・ダム建設への反対運動などを紹介して、ODAによりダム建設輸出をバックアップしようとする日本の「援助」姿勢が、世界的に批判的となっていることを指摘した。
83. ローア・モシ農業開発計画——その問題点を検証する——	単著	1991年(平成3年)8月	国際開発ジャーナル社 「国際開発ジャーナル」 第414号 142~147頁	タンザニアのローア・モシ農業開発計画は、ODAのサクセス・ストーリーとして、しばしば引き合いに出されるのであるが、はたしてこのような評価を下すことができるのでしょうか? このような疑問から、水源問題、水田問題、二期作問題などについて検証を行った。
84. 新たな破壊、コタパンジャン・ダム	単著	1991年(平成3年)8月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第69巻第37号 80~85頁	インドネシア・スマトラ島のカンパル・カナン川において構想されたコタパンジャン・ダムは、経済的、社会的、環境的尺度のいずれからしても問題があることから、円借款の供与の中止を提言した。
85. ナルマダ問題(インド)からコタパンジャン問題(インドネシア)へ——ODA研究会の軌跡——	単著	1991年(平成3年)9月	ネットワーキング 社会研究所 「ネットワーカー」 第13号 3~5頁	ODA研究会は、そもそもは政策提言の目的で設立されたのであるが、ナルマダ問題、クドゥン・オンボ・ダム問題、さらにコタパンジャン・ダム建設問題に取り組む過程で、「ODAオンブズマン」から「ODAかけこみ寺」へと活動の重点を移してきていることを紹介した。
86. 金を出して怨まれるO	単著	1991年(平	徳間書店	日本政府は、ナルマダ問題、クドゥン・

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
DAのこれが実態		成3年)10月	「サンサーラ」 第16号 148~159頁	オンボ・ダム問題で味わった苦い経験に照らして、コトパンジャン・ダム融資では、3条件を付して乗り切ろうとしているが、このダム建設には問題が多すぎることを指摘した。
87. 求められる住民本位の援助	単著	1991年(平成3年)10月	株式会社自由書房 「時事教養」 第667号 6~7頁	コトパンジャン・ダム建設への融資中止を求めて、2人の住民代表が、命懸けで来日した事例を取り上げて、「援助」の受益者の問題を提起した。
88. ODAの受益者は誰なのか——日本政府は、ナルマダとコト・パンジャン問題から何を学んだか——	単著	1992年(平成4年)2月	日本評論社 「法学セミナー」 第37巻第2号 16~21頁	インドのナルマダ融資問題とインドネシアのコト・パンジャン融資問題の経験を通して、日本のODAの実施過程にどのような変化が現れてきているのかについて眺めるとともに、変革への方向を探究した。
89. インド・ナルマダ・ダムの強制立ち退き——私が去った後、75人の逮捕者が——	単著	1992年(平成4年)5月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第70巻第20号 130~135頁	1992年3月26日に、マハラシュトラ州マニベリ村に警官隊が導入され、「村とともに溺れ死ぬ」と宣言していた村人たちを強制排除した事態について報告した。
90. アジアの環境問題と日本のODA——インドのシングローリ・プロジェクトを例として——	単著	1992年(平成4年)7月	神奈川大学 「神奈川大学評論」 第12号 49~58頁	インドのシングローリ・プロジェクトを取り上げて、ODAによってどのような人権・環境問題が発生しているのか、またなぜにそのような事態が引き起こされたのかを考究した。
91. 建設中止の可能性生まれたナルマダ・ダム——モース報告書が問う日本の対応——	単著	1992年(平成4年)8月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第70巻第34号 80~85頁	国連開発計画(UNDP)元事務局長のブラッドフォード・モースを団長とする独立調査団の報告書では、ナルマダ・ダムへの世銀融資の停止が勧告されたのであるが、この報告書と勧告内容について紹介した。
92. 地球環境ファシリティ(GEF)の虚像と実像	単著	1992年(平成4年)9月	岩波書店 「環境と公害」 第22巻第1号 23~30頁	世界銀行、国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)の共同運営の下に設立された「地球環境ファシリティ」(GEF)について、その創設の経緯、目的、資金源、資金配分方法、運営方法などについて検討するとともに、この組織の問題点についても指摘した。
93. ODA——開発プロジェクトの論理と構造——	単著	1992年(平成4年)12月	情報出版 「情報」 第3巻第10号 23~33頁	日本のODAは、どのような大義名分の下に、またどのような仕組みの下に実施されてきているのかについて、具体的な事例を挙げつつ解説した。
94. ODA・手抜きが招いた水漏れ欠陥ダム——事前調査怠り、317億円無駄遣いか——	単著	1993年(平成5年)1月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第71巻第1号 98~102頁	スリランカにおいて日本のODAによって建設されたサマナラウェア・ダムで、なぜに水漏れ問題が発生しているのかについて、その原因を探った。
95. 放漫経営の危機に直面する世界銀行——成功プロジェクトも中身は?」	単著	1993年(平成5年)2月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第71巻第9号	世界銀行の1992年業務評価報告書では、世銀融資プロジェクトの37%が失敗であるとしたのであるが、「成功」とされるプロジェクトも中身は?」

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
—			68~73頁	エクトについても、はたしてそのような評価を下せるのかの疑問を提起した。
96. 日本の法学教育が、「援助」を歪めている?	単著	1993年(平成5年)3月	新潟大学法学ゼミナール協議会 「法紀」 第20号 11~13頁	今日、日本の大学で法学教育の名の下に教えられているのは、明治以降に欧米諸国を模倣して作られた「近代法」であるが、開発途上国の多くの地域では、依然として「慣習法」が秩序原理となっていることを知る必要のあることを強調した。
97. 日本のODAが世界の沼沢地を破壊する——環境アセスメントの制度化を急げ——	単著	1993年(平成5年)6月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第71巻第27号 108~114頁	日本のODAによる重要湿地の破壊例として、ケニア、スリランカ、ベネズエラ、バングラデシュ、中国などのケースを取り上げて、ODAへの環境的配慮の導入の必要性を強調した。
98. 問題多い日本の経済援助	単著	1993年(平成5年)10月	株式会社自由書房 「時事教養」 第687号 6~7頁	日本のODAには、プロジェクト援助およびノン・プロジェクト援助のいずれにおいても問題があり、かえって低所得者層に悪影響を生じていることを指摘した。
99. 変革迫られる世界銀行——苦情申立機関と情報公開でNGOの批判——	単著	1994年(平成6年)2月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第72巻第7号 74~79頁	世界銀行が、世界各国のNGOの批判を受けて着手した各種改革措置のうち、特に「独立調査パネル」の設立と情報公開の問題に焦点を合わせて考究した。
100. インド・シングローリ開発に警告を——日本がらみの援助で餓死者も——	単著	1994年(平成6年)6月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第72巻第26号 82~87頁	インドのシングローリ地域では、世銀と先進国の「援助」により5つの超大型火力発電所が建設されており、このうち日本のODAで建設されたアンパラB火力発電所の問題点、特にそれによって立ち退かされた住民の難渋について報告した。
101. ODA談合——秘密主義に守られる国際版ゼネコン疑惑——	単著	1994年(平成6年)9月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第72巻第37号 68~69頁	日本のODA絡みで、国際協力事業団(JICA)、海外経済協力基金(OECD)、コンサルタント企業、ゼネコンの間に、なぜに「腐敗」問題が頻発するのか、その原因を探るとともに、改善策について論じた。
102. 続出する汚れた援助	単著	1994年(平成6年)11月	株式会社自由書房 「時事教養」 第698号 2~3頁	日本のODAをめぐって、なぜに「腐敗」問題が頻発するのかについて、具体的な事例を取り上げながら、その原因について考究した。
103. WTO(世界貿易機関) 批准に異議あり——開発途上国「再植民地化」と日本の「第三世界化」に拍車をかける——	単著	1994年(平成6年)12月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第54号 6~9頁	「自由貿易」を旗印に発足したWTOが、環境・人権などの側面で数多くの問題点を内包していることを指摘し、将来的にどのような悪影響の発生が予測されるのかについて論じた。
104. 東南アジア沿岸域の開発の現状と問題——「破壊的開発」の輸出としての「援助」——	単著	1995年(平成7年)2月	日本海洋学会 「沿岸海洋研究ノート」 第32巻第2号	開発途上国における沿岸域の荒廃が、世界銀行、アジア開発銀行、さらに日本などの先進国の「援助」により加速化されてきていることを指摘して、その具体的な事例とし

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
105. 貿易と環境—WTO体制の下で地球環境はどうなるか—	単著	1995年(平成7年)5月	163~165頁 創風社 「経済と社会」 第3号 51~73頁	て、東南アジアの沿岸域について眺めた。 WTO体制の下で、「自由貿易」が地球環境に対して、どのような影響を及ぼすのかについて、特に多国間環境保護条約との関連、有害物質の輸出問題、食品の安全基準の問題などに関して論じた。
106. 国連海洋法条約の悲劇的結末—問題の打開策は、漁民らが立ち上がるしかない—	単著	1995年(平成7年)5月	全国漁業協同組合連合会 「漁協」 第55号 42~46頁	第3次国連海洋法会議は、当初目的を失い、200カイリ排他的経済水域に象徴されるように、海洋分割競争に終わってしまったことから、海を守って行くのは、そこを生活の場とする漁民自身であることを指摘した。
107. 途上国の環境破壊を促進するアジア開発銀行—問われる最大出資国・日本の対応—	単著	1995年(平成7年)6月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第78号 38~39頁	アジア開発銀行の開発金融により、なぜに環境破壊と人権侵害の問題が頻発するのかについて、その原因を探るとともに、融資実行の改善を図ることの必要を強調した。
108. 汚れた国際協調主義—従軍慰安婦問題とODA—	単著	1995年(平成7年)11月	日本評論社 「法学セミナー」 第491号 25~29頁	従軍慰安婦問題に関して、日本の国家責任の有無について論ずるとともに、この責任が、賠償協定の締結およびODAの供与により、はたして解除されているのか否か、また被害者への個人補償の問題は、どのように取り扱われるべきかについて論及した。
109. ダム造りをやめたアメリカ	単著	1996年(平成8年)8月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第135号 47~50頁	アメリカが、およそ60年にわたる大規模ダム建設の経験を経て、なぜにダム建設を中止するに至ったのかを解明するとともに、このような河川政策の転換が世界に及ぼす影響について論じた。
110. 繰り返される「でたらめ援助」	単著	1996年(平成8年)9月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第138号 77頁	スリランカのサマナラウェア・ダムの水漏れ問題が、手抜き調査に起因することを指摘するとともに、この欠陥ダムへの追加融資が無駄なことを強調した。
111. 三峡ダムの何が問題か	単著	1996年(平成8年)9月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第74巻第40号 99頁	中国の長江に建設中の三峡ダムについて、中国政府によって掲げられる建設目的(洪水防止、発電、航路改善)のいずれにも問題のあることを指摘した。
112. 中国古来の知恵を生かした治水を—李銳とのインタビュー—	単著	1996年(平成8年)11月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第149号 52~53頁	毛沢東の元秘書長も務めたことのある李銳氏は、40年以上にわたって三峡ダムの建設に反対してきていることから、その理由について尋ねた。
113. 三峡ダム受注合戦で問われる日本企業連合のモラル	単著	1996年(平成8年)12月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第74巻第53号 77頁	中国の長江において建設中の三峡ダムの発電機の受注を目指んだ日本企業とこれへの支援を打ち出した日本輸出入銀行の環境・人権意識について論じた。
114. 「三峡ダム」で暗躍するハイドロ・マフィア	単著	1996年(平成8年)12月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」	三峡ダムの発電機について、ドイツ、カナダ、スイス、スウェーデン、日本などの

著書、学術論文等の名称	単著、共著の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
115. 三峡ダム建設と人権侵害	単著	1997年(平成9年)1月	第150号 56~58頁 日本評論社 「法学セミナー」 第505号 8~12頁	企業の間で繰り広げられた熾烈な受注合戦とこれをバックアップするための輸出信用の供与の動きについて報告した。 三峡ダムによる住民移転問題に焦点を合わせて、100万人以上にものぼる住民移転には問題がありすぎること、また移転住民の生活再建が困難なことを指摘した。
116. ハイドロマフィアに加担する日本政府——輸銀と通産省が融資と保険適用へ——	単著	1997年(平成9年)1月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第153号 17~19頁	三峡ダムの発電機への日本企業連合の応札に対する日本政府の支援——日本輸出入銀行の融資と通産省の貿易保険の適用——について、その妥当性への疑義を提起した。
117. 日本海タンカー汚染の拡大を招いた行政の怠慢	単著	1997年(平成9年)4月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第165号 70~72頁	日本海におけるロシア船籍のタンカーによる重油流失事故について、半閉鎖海における汚染防止協力の構築に取り組んでこなかった行政の懈怠に被害拡大の一因があることを指摘した。
118. アジア開発銀行30年の罪悪	単著	1997年(平成9年)5月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第169号 72~74頁	アジア開発銀行の30年にわたる開発融資活動について、幾つかの具体的な事例を取り上げて、現地住民、特に社会的弱者の生活基盤の破壊と自然環境の破壊が、なぜに頻発してきているのかについて考究した。
119. ダムと環境問題——アメリカの場合——	単著	1997年(平成9年)6月	帝国書院 「地理・地図資料」 第109号 17頁	ダム造りの先導的役割を演じてきたアメリカが、なぜにその建設を中止するという方向を打ち出したのかについて、特に環境問題の観点から説明した。
120. 「開発のムダ」に反旗を翻したアメリカの納税者	単著	1997年(平成9年)7月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第75巻第26号 60~61頁	アメリカにおける公共土木事業の予算削減の動向を紹介するとともに、特にダム建設が、なぜに中止されるに至ったのかについて、その理由を探った。
121. ダムと環境問題	単著	1997年(平成9年)8月	東京理科大学 「SUT BULLETIN」 第14巻第8号 26~40頁	世界各地でのダム建設により、自然的・社会的環境に対して、どのような悪影響が現れているのかについて、具体的な事例を取り上げて検証した。
122. 公共事業予算7%削減下での措置——依然として転換しないダム建設行政——	単著	1997年(平成9年)8月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第75巻第36号 26頁	アメリカとの比較において、日本においては、なぜにダム建設の中止という方向が打ち出せないのかについて、その理由を探った。
123. ダムの経済的・社会的・環境的影响——アメリカはなぜダム造りをやめたのか——	単著	1997年(平成9年)9月	環境社会学会 「環境社会学研究」 第3号 110~116頁	アメリカにおけるダム建設の歴史について概観するとともに、その経済的・社会的・環境的影響の問題を検討し、ダム建設中止の方向がなぜに打ち出されるに至ったのかを考察した。
124. 日本企業連合受注敗退の裏に、中国の資金調達難——建設続行がはらむ	単著	1997年(平成9年)9月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第75巻第42号	中国の三峡ダム絡みの発電機の国際的な受注合戦において、日本企業連合が受注できなかつた理由について解説するとともに、

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
破綻のシグナル— 125. ダム行政の総見直しの必要—「ダム安全法」の制定の緊要性—	単著	1997年(平成9年)11月	78~81頁 尾崎行雄記念財団 「世界と議会」 第408号 15~24頁	このダム建設が抱える問題点を究明した。世界各国におけるダム決壊の事例を紹介するとともに、日本においても決壊事故の発生に備えるための法整備の必要性を提言した。
126. 三峡ダム—巨大開発の行く末は?—	単著	1997年(平成9年)11月	アジア太平洋資料センター 「月刊オルタ」 第239号 10~14頁	中国の三峡ダム建設の技術的な問題点、特に堆砂問題、地滑り問題などの解決難を指摘するとともに、資金調達問題と住民移転問題の解決の難しさについても論及し、このダム建設への疑義を提起した。
127. 日本のODAの実態と問題点	単著	1998年(平成10年)2月	帝國書院 「地理・地図資料」 第113号 1~3頁	日本のODAの仕組みと運用実態について概説するとともに、それが、受け入れ国の貧困層の利益となっていないばかりか、円借款については回収不能性の懸念が高まっていることを指摘した。
128. 私たちの血税=ODAは、本当に世界の貧困層に届いているのか?	単著	1998年(平成10年)4月	小学館 「SAPIO」 第202号 100~101頁	日本のODAが、はたして貧困問題の解決に役立っているのかどうかの疑問を提起するとともに、ノン・プロジェクト援助などの使途不明金が増えてきていること、また援助受け入れ側に返済不能の度合いが高まっていることに懸念を表明した。
129. 迷走するアジア開発銀行—化けの皮が剥がれた「貧困撲滅」の欺瞞—	単著	1998年(平成10年)6月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第229号 32~34頁	アジア開発銀行は、「アジアの奇跡」の担い手としてその融資実績を誇ってきたのであるが、1977年の金融危機は、このような実績が砂上の楼閣であることを露呈し、それ以後「構造調整」融資の名の下に異常融資を続けていることを明らかにした。
130. インドネシア—日本の公的・民間「援助」が絡む主要な問題プロジェクト—	単著	1998年(平成10年)11月	アジア太平洋資料センター 「月刊オルタ」 第254号 12~13頁	スハルト政権下において、日本は、膨大な金額の公的・民間「援助」を注ぎ込んだのであるが、同政権の崩壊により、その回収が困難となっており、そのうちでも特に深刻な事態に直面している主要プロジェクトについて説明した。
131. 前途多難な三峡ダム建設—開発独裁政治に振り回される流域住民—	共著	1998年(平成10年)12月	日本評論社 「法学セミナー」 第528号 14~17頁	三峡ダムに関して、堆砂問題、地滑り問題、住民移転問題などの主要な問題点について概説するとともに、とりわけ住民移転に関しては未だに正確な実数が不明なこと、また無戸籍者の処遇も不確かなことを指摘した。
132. IMF・世銀改革で問われるもの	単著	1998年(平成10年)12月	社会民主党 「社会新報」 2面	共同執筆につき、本人担当部分の抽出は不可能
133. ダムが決壊する! いつ	単著	1999年(平)	株式会社つり人社	アジア経済危機でクローズアップされた国際通貨基金(IMF)と世界銀行の問題点を指摘し、その改革の方向を示唆した。
				世界各地でのダム決壊事故の事例を紹介

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
落ちるのか、ダモクレス の剣		成11年7月	「溪流'99夏」 102~107頁	するとともに、日本でも大規模ダムの決壊に備えて「ダム安全法」を制定する必要のあることを指摘した。
134. 日本のODAは支配階 級の蓄財に利用されるだ けの無駄遣いの極致であ る	単著	1999年(平 成11年)11月	株式会社文藝春秋 「日本の論点2000」 156~159頁	日本の「援助」の貸付残高は、1999年時点で19兆円を超えており、その大半が回収不能の状態にあり、またスハルト政権への「援助腐敗」に象徴されるように、貧困層の生活改善に役立っていないことを指摘した。
135. 自然循環系の回復めざ す欧米の河川行政——「ハ イドロ・マフィア」にゆが められる日本の河川行政 と海外援助——	単著	2000年(平 成12年)5月	日本共産党 「前衛」 第724号 94~105頁	アメリカとヨーロッパ諸国における最近の河川政策の転換、特にダム建設計画の中止の動向を紹介しつつ、他面において日本を含めて先進諸国では、ダム建設業界の生き残り支援策として、「援助」の名においてダム建設輸出を図っていることを指摘した。
136. 国際公的不良債権の問 題点(上)(下)	単著	2000年(平 成12年)8月	時事通信社 「時事解説」 第10808号、2~5頁 第10809号、6~7頁	日本のODAの貸付残高は、2000年の時点で20兆円を超えており、その大半が不良債権化しており、今後、債務キャンセルの問題が浮上してくることを指摘した。
137. 「環境破壊」を招く「環 境保全事業」——タイで高 まるアジア開発銀行と日 本の「欺瞞的援助」への批 判——	単著	2000年(平 成12年)9月	日本評論社 「法学セミナー」 第549号 60~64頁	日本政府は、アジア開発銀行との協調融資の形で、タイのサムット・プラカーン廃水処理事業への円借款の供与を行い、「環境ODA」と宣伝してきたのであるが、奇妙なことに環境アセスメントも実施されていなかったことを指摘した。
138. ハッ場ダム建設予定地 を訪れて——想起された バイオント・ダムの悲劇 ——	単著	2000年(平 成12年)10月	群馬評論社 「群馬評論」 第84号 81~87頁	ハッ場ダムの地質条件は、大規模な地滑り事故を引き起こしたイタリアのバイオント・ダムと酷似していることから、このダムの建設には安全上の問題があることを指摘した。
139. 押しつけられた「援助」 ——IMF／世銀、ADB、日本 の功罪——	単著	2001年(平 成13年)1月	アジア太平洋資料 センター 「月刊オルタ」 第286号 18~19頁	1997年の経済危機以来、インドネシアは、IMFの緊急融資を受け、また世銀、ADB、日本などからの「構造調整融資」を受け、その代償として緊縮財政、貿易・金融の自由化、国営企業の民営化、公務員の削減などを迫られ、それにより貧富の格差の増大などの経済・社会構造の歪みが発生していることを指摘した。
140. スハルト「腐敗」援助の 後遺症——コト・パンジ ヤン・ダムによる河川環 境の破壊と立ち退き住民 の生活難——	単著	2001年(平 成13年)2月	日本評論社 「法学セミナー」 第554号 47~51頁	インドネシア・スマトラ島において日本のODAによって建設されたコト・パンジヤン・ダムは、貯水池水位の低下のために予定発電量を確保できず、また約2万3000人の立ち退き住民は、その大半が生活難に直面していることを報告した。
141. スハルト「腐敗」ダムの 撤去運動を始めた住民た	単著	2001年(平 成13年)6月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」	スハルト独裁政権への「腐敗」援助によって建設されたコト・パンジヤン・ダムに対

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は発表学会等の名称	概要
ち				
142. 債務削減問題と国際公的不良債権の処理問題——デタラメ「援助」の責任追及への一步——	単著	2001年(平成13年)8月	第366号 38~39頁 (有)アクト新聞社 「ACT」 第151・152号 5面	しては、これの撤去を求める声が、立ち退き住民の間に高まっていることを報告した。コトパンジャン・ダム訴訟は、インドネシアの人々にとって約300億円の債務キャンセルの問題であり、また現地住民にとっては損害賠償と原状回復——ダム撤去——の問題であるのに対して、日本国民にとっては、デタラメ「援助」の責任追及の問題であることを指摘した。
143. 住民無視の「援助」の後始末——インドネシアのコトパンジャン・ダム融資問題——	単著	2001年(平成13年)12月	コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 「インドネシア・コトパンジャン・ダムは告発する」 2~10頁	日本のODAで建設されたコトパンジャン・ダムが、水位低下のために114MWの発電もできない欠陥ダムであること、他面において立ち退き住民は、深刻な生活難に陥っていることを報告して、このスハルト「腐敗」ダムの撤去を求める住民要求には正当性があり、また債務キャンセルのテスト・ケースでもあることを指摘した。
144. コトパンジャン・ダムは、「援助」とは何か、を問う——日本とインドネシアの連帯で健全な市民社会を築くために——	単著	2002年(平成14年)1月	コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 「支援する会ニュース」 第1号 2~3頁	コトパンジャン・ダム裁判は、直接的には被害住民が損害賠償を求める訴訟であるが、そこではまた、「公僕」(civil servant)の在り方、さらには税金・公金の使われ方が問われることになると指摘して、究極的にはインドネシアと日本の双方において健全な市民社会を築き上げるためのワンステップでもあると強調した。
145. 国際社会におけるウソとホント——アフガニスタンを巡る四つの問題——	単著	2002年(平成14年)3月	新潟大学法学ゼミナール協議会 「法紀」 第29号 33~36頁	アフガニスタン問題に関して、四つの問題——「侵略国」の問題、「テロ」の問題、「援助」の問題、NGOの問題——に焦点を合わせて、何が真実であり、何がそうではないのかについて論じた。
146. 日本政府が「インドネシアODA」裁判で虐殺の罪に問われている。	単著	2002年(平成14年)4月	小学館 「SAPICO」 第293号 84~85頁	コトパンジャン・ダムの被害住民による日本での提訴が、単に損害賠償とダム撤去の要求に止まらず、究極的には「緩やかな形でのジェノサイド(集団殺害)」(slow genocide)の罪が問われていることを指摘した。
147. ODA利権の構図——世界に広がる疑惑の実態——	単著	2002年(平成14年)5月	毎日新聞社 「エコノミスト」 第80巻第19号 54~57頁	鈴木宗男議員の北方四島支援事業に絡む「援助」汚職疑惑を契機として、ODA利権への世間的関心が高まったが、鈴木事件は、氷山の一角にすぎず、ODAをめぐる利権関係は、「構造汚職」、「権力腐敗」の様相を呈していることを指摘した。
148. スハルト「腐敗」援助による人権侵害と環境破壊——日本での提訴を決断	単著	2002年(平成14年)6月	日本評論社 「法学セミナー」 第570号	コトパンジャン・ダムでの発電状況、住民移住地での惨状などについて報告とともに、日本での住民提訴の動きを食い止

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
したコトパンジャン・ダムの被害住民――			72~77頁	めようとして、インドネシア政府が、国際協力銀行(JBIC)の支援を得て策定を画策した「行動計画」についても論及した。
149. ODA援助のダムで被害住民が日本に撤去訴訟――「腐敗」不正隠しに躍起の国際協力銀行(JBIC)と外務省	単著	2002年(平成14年)7月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第420号 30~31頁	コトパンジャン・ダムによる被害住民は、2002年5月27~28日にバダンで開かれた住民代表大会において日本での提訴を正式決定した模様を報ずるとともに、証拠隠滅工作および住民懐柔策としての「行動計画」の策定の動きについて論及した。
150. 住民泣かせの「援助」は、もう沢山だ!――コトパンジャン・ダム訴訟の意義と展望――	単著	2002年(平成14年)11月	コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 「支援する会ニュース」 第2号 2~6頁	コトパンジャン・ダム訴訟は、日本におけるODA訴訟の第1号案件として、スハルト「腐敗援助」の被害住民への損害賠償と原状回復――ダム撤去――の勧告を求める裁判となったのであるが、日本のタックスペイバーの今後の課題としては、納税者訴訟が可能かどうか、さらに刑事訴訟に持ち込めるかどうかを検討する必要のあることを示唆した。
151. 日本の「援助」に住民の怒り高まる――コトパンジャン・ダム訴訟に8000人――	単著	2003年(平成15年)2月	株式会社金曜日 「週刊金曜日」 第447号 54~55頁	日本でのコトパンジャン・ダム訴訟では、第一・第二次提訴を合わせて原告数が8000人を越えることとなり、「行動計画」の策定により提訴を断念させようとしたJBICと外務省の思惑が水泡に帰したこと指摘した。
152. 住民泣かせの「援助」――コトパンジャン・ダムの被害住民8396人が提訴――	単著	2003年(平成15年)6月	日本評論社 「法学セミナー」 第582号 110~113頁	コトパンジャン・ダム裁判においては、被告側は、提訴住民に訴訟救助を付与することに異議を唱え、この裁判を入り口の所で食い止めようと躍起となつた事態を説明するとともに、主要争点について解説した。
153. 天王山を迎えたコトパンジャン・ダム裁判――「援助」マフィアの最後の砦を突き崩せるか?――	単著	2003年(平成15年)12月	コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会 「支援する会ニュース」 第9号 2~8頁	コトパンジャン・ダム裁判では、過去5回の準備的口頭弁論を経て、争点と証拠の整理作業が進められたのであるが、被告側は、「借款契約」の提出を頑に拒んでおり、次回の準備的口頭弁論(2004年1月22日)において裁判所が、この基本文書の提出命令を下すまでに持ち込めることができるかどうかが勝敗の分かれ目であることを指摘した。
〔意見書〕 1. 強制移住と人権――国際的脈絡から眺めた成田空港建設問題――	単著	1997年(平成9年)7月	千葉地方裁判所民事第3部 「証人意見書」	経済開発との絡みで実施される住民移転に関して、国際的な脈絡においては、どのような移住原則が採用・適用されているのかについて、特に世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行などの国際融資機関の実行例に触れて、これらの機関での「非自発的移住ガイドライン」と「独立調査パネル」の採

著書、学術論文等の名称	単著、 共著 の別	発行又は発 表の年月	発行所、発表雑誌 等又は発表学会等 の名称	概要
2. 東大芦川ダム問題に関する意見書	単著	2003年(平成15年)5月	大芦川流域検討協議会	<p>拙・運用状況について説明した。</p> <p>今日、世界的な脈絡においては、河川政策は、「構造的アプローチ」から「非構造的アプローチ」へと転換してきていることを指摘して、東大芦川ダムの場合には、洪水防止機能は限られており、かえって堆砂によりダム寿命が短命となる恐れがあり、また水道料金で建設コストをカバーするとなれば、膨大な水道料金の徴収が必要となること、さらに地形的に見ても、ダム下流の住民は、頭上に覆水を戴く状態となり、安全上の問題が生じてくることなどの点を指摘した。</p>
著書 翻訳 学術論文 意見書	30編 3編 153編 2編			